

## 次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策の検討状況について

第2回定例会において、標記充実策の骨子案について報告を行った。この度、文化・芸術団体とのヒアリングによる意見を踏まえ、現在の充実策の検討状況を整理したので報告する。

### 1 基本的な考え方(前回報告の再掲)

- (1) 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を増やす
- (2) 主に次世代を担う子どもたちや若者の文化・芸術活動を促進するための環境を整備する
- (3) 中野区における文化・芸術活動や作品の情報発信を強化する

### 2 骨子案に対する主な意見の要旨

別紙のとおり

### 3 取組案

#### (1) 子ども育成文化・芸術事業認定制度(区公認制度)

子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業のうち、実施者の実績や事業の創造性、波及効果などを総合的に審査し、優れていると判断できるものを「子ども育成文化・芸術事業」として認定し、ホールなどの区有文化施設の利用料金を減額する。

また、認定事業として区及び指定管理者の広報媒体で広く情報発信していくことで、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術事業の促進を図り、子どもの鑑賞・体験機会を充実させる。

#### ア 対象

区有文化施設における子どもを対象とした文化・芸術事業

#### イ 認定方法

プレゼンテーション及び書類による審査

※審査は関連所管の管理職により行う。また、有識者や関係者などをオブザーバーとし、参考意見を聴取する。

#### ウ 認定基準

- ①子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会として優れているか
- ②実績を挙げているアーティストが関わっている事業であるか

#### エ 認定結果と支援内容

##### ①認定結果

- ・「優」：認定基準①、②を満たした事業
- ・「良」：認定基準①を満たした事業

※シティプロモーション事業助成の交付決定事業は、「良」として認定する。

## ②支援内容

(7) 事業で利用する区有文化施設全ての利用料金の減額（上限額を設ける方向で検討中）

- ・「優」：利用料金の80%を減額する。
- ・「良」：利用料金の50%を減額する。

(イ) 区及び指定管理者の情報媒体等による広報周知

区及び指定管理者のホームページやSNS、「ないせす」により事業を周知する。

## ③認定事業の発展に向けた取組

事業の発展を促すため、事後評価によるインセンティブの付与を検討していく。

オ 認定期間及び申請可能期間

認定を受けた年度を認定期間とし、3年度まで申請できるものとする。

カ 特に優れた事業について

特に優れた実績を挙げた事業については、なかのZERO指定管理者が実施する区の指定事業に組み込むなど、子どもを対象とした事業の拡充につなげていく。

## (2) 子どもの文化・芸術活動等を活性化するための施設利用料金の減額

子どもの文化・芸術活動や区立・区内私立学校における部活動に対し、ホールなどの区有文化施設全ての利用料金を減額することで、活動の活性化を図る。

ア 対象

4月1日時点で18歳未満の子どもの文化・芸術活動（区立・区内私立学校の部活動含む）

イ 減額率

50%

ウ その他の減額

アの対象において、利用日の3か月前を過ぎたホール施設を利用する場合（集客は不可）は、より高い減額率で利用できるものとする（大・小ホール：9割/野方、芸小：8割を想定）。また、1団体が利用できる回数の上限を設けることも検討する。

## (3) 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金」の創設

次世代を担う子どもが文化・芸術に親しみ、自らが文化・芸術を創造する可能性を広げる活動を安定的かつ継続的に支援することを目的として、「(仮称) 子ども文化芸術振興基金」を創設する。

なお、現在のシティプロモーション事業助成は、同基金による事業助成への転換を検討する。

### 【基金を活用した事業の例】

○子ども育成文化・芸術アウトリーチ事業

区内のアーティスト、団体が行っている子ども育成に資する文化・芸術事業について、希望する施設にアウトリーチすることで、子どもが文化・芸術に触れる機会の充実を図る。

ア 対象施設

区民活動センター、保育園、幼稚園、児童館、特別支援学校、児童養護施設など

イ 内容

申込み内容を踏まえアウトリーチが可能なアーティスト、団体に依頼する。なお、依頼にあたっては、次世代を担う若手の起用も促していく。

#### (4) 情報発信の強化

SNS の積極的な活用とともに、ホームページや「ないせす」などの掲載情報を改善し、事業の魅力をわかりやすく伝え、興味を喚起する情報の発信に努めていく。

#### 4 スケジュール（予定）

- 12月 充実策（案）を第4回定例会にて報告
- 令和6年 1月 充実策の決定
- 2月 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金設置条例」の議案提出（第1回定例会）
- 7月 文化施設利用料金減額の運用開始

## 骨子案に対するヒアリングにおける主な意見の要旨

No	主な意見の要旨	区の考え方
1	減額制度を実施するだけでなく、告知や集客にも協力してもらえそうな制度にしてほしい。	減額のほか、区の広報媒体も活用し認定された事業の周知を行っていく。
2	文化・芸術に触れる機会が減り、活動に対する理解が乏しくなってきたと感じるため、区民の触れる機会を増やしてほしい。	本制度を通じてアーティストの発表機会を増やすことで、区民の文化・芸術に触れる機会も増やしていきたい。
3	骨子案だと、駆け出しの若手ならば応募するかもしれないが、中堅以上の演奏家は応募しないと思う。	中堅以上の演奏家からも応募が来るよう、減額率を検討する。
4	主催者や予約などを行ってくれる人がいて、アーティストは出演者として出ることがベストと感じる。	実績が認められる事業については、区の指定事業として継続できるよう検討する。
5	なかのZEROなどは他の施設に比べ認知度が低いと感じる。	子どもをはじめ、多くの区民の鑑賞機会を充実させることにより、なかのZEROの認知度の向上に努めていく。
6	単発で実施しても意味がない。定期的に実施していく必要がある。	審査において事業規模や継続性も含め選定していきたい。
7	減額はアーティストや団体にとって、とてもありがたいと感じる。	子どもの文化・芸術の鑑賞・体験機会となるほか、文化・芸術を生業としているアーティストの活動支援にもつながる制度としていきたい。
8	子どもが利用する場合に減額することは、子どもの活動の活発化につながると感じる。実施の際は、子どもや保護者へしっかり周知してほしい。	子どもたちの利用につながるよう、広く周知を行っていく。
9	次世代アーティストの発表機会などの活躍の場も作ってほしい。	プロを目指している次世代アーティストの活動の後押しとなるよう内容を検討していく。
10	個別で働きかけるよりも信頼度が増すため、アウトリーチを希望する施設と団体とのつなぎ役を行政に担ってほしい。	基金による事業を通じて、アーティストのアウトリーチ活動が活発となるよう努めていく。
11	団体としても、子どもの鑑賞・体験機会を増やすため、アウトリーチ事業を積極的に実施していきたい。	基金による事業を通じてアーティストのアウトリーチ活動が活発となるよう努めていく。